

給水装置工事申込の電子申請方法について

1. はじめに

上下水道局では、ICT を活用したお客様サービス向上及び業務効率化に取り組んでいます。この度、給水装置工事申込、給水装置工事申込（設計変更・取り下げ）における電子申請の運用を開始します。ただし、給水装置工事申込、給水装置工事申込（設計変更）については、一部の案件に限り電子申請の対象とします。

2. 対象工事

給水装置工事申込、給水装置工事申込（設計変更）における電子申請の対象は、下記の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 給水方式が直結直圧方式(2F 以下への給水)であること。
- (2) 装置栓種が専用栓または工事用付専用栓であること。
- (3) 建築確認済証を必要とする工事であること。
- (4) メーター口径が 13mm または 20mm であること。
- (5) 取り扱うメーターが 1 個であること。
- (6) 工事種類が改造であること。(既設装置を利用した工事申込であること。)
- (7) 既設装置が堺市 e-地図帳(上水道参考情報)に反映されており、メーター口径が表示されていること。
- (8) 既設給水管の口径が 13mm もしくは 20mm であること。
- (9) 対象地以外の掘削工事を行わない申込であること。(道路掘削等を伴わない申込であること。)

※1 上記の条件をすべて満たした申込であっても、窓口での申込は可能です。

※2 上記の条件をすべて満たした申込であっても、排水設備計画確認申請を兼ねた同時申込には対応していません。排水設備計画確認申請を兼ねた同時申込の場合は、窓口にて申込してください。

※3 上記の条件を満たさない申込については、電子申請に対応していないため、窓口での申込になります。

3. 受付時間と審査期間について

- (1) 利用者の申込可能な時間は 24 時間 365 日です。
(堺市電子申請システムの利用停止時間を除く)
- (2) 申込日については、17:00 以降に申込した場合は翌営業日とします。
ただし、営業時間外に申込した場合は、翌営業日とします。
- (3) 審査期間は、原則、申込日の翌営業日から 7 営業日とします。
差し戻し等があれば、改めて審査時間を要するため、申込書類の入力間違い等がないように、注意してください。
- (4) 審査が完了した場合、登録されているメールアドレスに審査完了の通知が送信されま

す。留め置きを希望の方は、受け取り窓口まで来庁してください。

4. 提出書類について

指定の様式があるものについては、堺市上下水道局ホームページよりダウンロードし、書類を作成してください。

(1) 提出書類

①給水装置工事申込

- ・給水装置工事申込書
- ・平面図
- ・位置図
- ・建築確認済証書の写し
- ・給水装置の自己所有申立書
- ・加入金減免申請書
- ・工事用給水申込書（※工事用付専用栓の場合のみ必要）
- ・その他（※工事内容に応じて必要となる書類）

②給水装置工事申込（設計変更）

- ・給水装置工事（設計変更・取り下げ）申込書
- ・給水装置工事申込書
- ・その他（※設計変更に伴い変更が生じる書類）

③給水装置工事申込（取り下げ）

- ・給水装置工事（設計変更・取り下げ）申込書
- ・口座振替依頼書（※市納付金の還付が発生する場合のみ必要）

(2) 提出形式

提出書類を PDF 形式に一つのファイルにまとめて、所定の項目にアップロードしてください。また、堺市給水装置工事施行指針を参照し、必要事項を記入してから、アップロードしてください。

※1 ファイル10MB 以下になるように PDF ファイルを作成してください。

※ファイルが添付できない場合は、窓口での申込を利用してください。

5. 事前準備について

堺市電子申請システムを利用するには、事前登録が必要です。登録方法は、堺市電子申請システム内で確認してください。なお、登録時は「事業者として登録する」を選択して手続きを進めてください。

6. 申込手順について

堺市電子申請システムから「給水装置工事申込」、「給水装置工事申込（設計変更・取り下げ）」を選択してください。（事業者向けのタブを選択後（組織＞上下水道局・サービス推進部＞給排水設備課＞給水装置申込）を選択すると対象項目を選択することができます。）案内にそって必要事項を入力し、申込してください。